

国務院による「登録資本登記制度改革方案」

トランザクションバンキング部

国務院は2月7日付で「登録資本登記制度改革方案」(国発〔2014〕7号、以下「7号方案」)を公布しています。内容は登録資本の払込引受額登記制適用、企業年度報告公示制度の導入、営業許可証の電子化などを含み、「利便性と効率の向上」「規範統一」「参入障壁緩和と管理強化」の基本原則に基づき、工商登記制度全般を改革するものとなっています。

1.背景

現在の中国政府は「改革の深化、政府職能の転換」に注力しています。このうち企業の監督管理については従来より許可・批准事項の削減、行政手続の規範化・簡素化、監督管理の効率化といった方向性が打ち出されており、この7号方案はその方向性をより具体的に示しています。

2.主な内容

(1)登録資本を「払込実額登記制」から「払込引受額登記制」に変更した他、会社法の改正内容を反映

- 改正会社法¹では会社登記にあたり、実際の払込資本金額を営業許可証等に記載する方法から、株主が払込を引受けた資本金額を記載する方法に変更されており、7号方案も同様の内容となっています。
- しかし、株式有限会社のうち募集方式で設立されるもの、および金融業を中心とする一部の業種については、今後も登録資本について「払込実額登記制」を適用すると規定しました。

【図表1： 今後も登録資本「払込実額登記制」が適用される企業種類】

- 募集方式によって設立された株式会社
- 商業銀行、外資銀行、金融資産管理会社、信託会社、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、ローン会社、農村信用合作聯社、農村資金互助社、証券会社、先物会社、ファンド管理会社、保険会社、保険專業代理機構、保険ブローカー、外資保険会社、直販企業、対外勞務合作企業、融資性保証会社、勞務派遣企業、質屋、保険資産管理会社、小口ローン会社

- 7号方案では、別途規定されている場合を除いて最低資本金額の制限を取り消すこと、初回出資比率制限、貨幣出資額の比率制限、出資完了期限を取り消すこと、実収資本を工商登記事項としないこと、会社登記の際には驗資報告を提出する必要がないことが明記されました。
- ただし、政府各部門の別途規定が存在するものもあり、実務運用においては注意が必要です。

(2)「企業年度検査」を「企業年度報告公示」に変更、報告・公示を行わない企業にペナルティを設定

- 従来の年度検査制度が廃止され、代わりに各企業は規定の期間内に「市場主体信用情報公示システム(以下「公示システム」)を通じて「企業年度報告公示」を行うことになりました。

¹詳細は当行発行の実務・制度ニュースレター第84期(2014年2月19日発行)をご参照ください。

- 報告の主要内容は会社の株主（発起人）出資引受状況、資産状況などを含むとされています。会社の株主企業は報告内容の真実性、合法性に責任を負うこととされます。また報告内容は誰でも紹介可能な状態で公示されます。
- 規定期限内に報告・公示を行わない企業は公示システムの「経営異常リスト」に記載され、社会に対して公示されます。また報告・公示未履行の状態が3年超続いた場合、経営異常リストに永久記載され抹消不能となり、あわせて「嚴重違法企業リスト（ブラックリスト）」に記載されます。
- 「経営異常リスト」「嚴重違法企業リスト」、その他の違法記録がある企業およびその責任者の情報は、関連政府部門で共有され、今後の各種活動に様々な制限を与えるものとされています。

(3)住所登記手続の簡素化と管理強化

- 住所（経営場所）の合法的な使用証明を提出すれば住所登記手続可ということが規定された一方、登記住所（経営場所）と実態が一致しない状態については工商行政管理部門が「法に従って処理する」としています。

(4)電子営業許可証と行政手続きのオンライン化の推進

- 全国統一規格の電子営業許可証を設けること、電子営業許可証を用いて政府部門宛の申請など一連の行政手続きをオンラインで完結することが目指されています。

3.今後の影響と注意点

- この7号方案は中国政府の企業に対する行政管理に関する改革の方向性を示すものとして注目されます。
- 既にいくつかの内容は具体化に移っており、たとえば上海市では中国（上海）自由貿易試験区企業を対象とした年度報告公示、「経営異常リスト」、住所管理などについての規定²が公布されています。また、電子営業許可証についても既に二次元バーコードを用いた新書式について国家工商行政管理総局よりパブリックコメントの募集が行われています。
- 今後、7号方案に基づく改革の進展に伴い、従来よりも効率が高く透明な行政サービスが実現していくことが期待されますが、各政府関連規定の見直しに時間を要する状況も想定され、実務運用にあたっては当面の間、関連政府各部門に事前確認を取りつつ進めるなどの対応が望まれます。
- また、出資者は自ら定めた出資額、出資方式、出資期限を定款に記載の上、厳格に実際の出資責任を履行することが求められ、また出資払込（または購入）引受額を限度として会社に対して責任を負うことが明確化されるなど、出資の自由度が増す一方で株主の責任は強化されています。政府は出資払込引受義務に違反した域外投資者及びその実権者を「重点監督コントロールリスト」に記載し、今後の対中投資に対して厳格に審査あるいは制限を加えるとされています。このように7号方案は、企業に自己管理の強化を求める内容となっている点に注意が必要です。

以上

²上海市工業行政管理局「中国（上海）自由貿易試験区企業年度報告公示弁法（試行）」「中国（上海）自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法（試行）」の印刷発行に関する通知（滬工商管〔2014〕49号、2014年3月3日公布）。詳細は当行発行の実務・制度ニュースレター第93期をご参照ください。

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的 改革方案的通知 国发〔2014〕7号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 国务院批准《注册资本登记制度改革方案》（以下简称《方案》），现予印发。</p> <p>一、改革工商登记制度，推进工商注册制度便利化，是党中央、国务院作出的重大决策。改革注册资本登记制度，是深入贯彻党的十八大和十八届二中、三中全会精神，在新形势下全面深化改革的重大举措，对加快政府职能转变、创新政府监管方式、建立公平开放透明的市场规则、保障创业创新，具有重要意义。</p> <p>二、改革注册资本登记制度涉及面广、政策性强，各级人民政府要加强组织领导，统筹协调解决改革中的具体问题。各地区、各部门要密切配合，加快制定完善配套措施。工商行政管理机关要优化流程、完善制度，确保改革前后管理工作平稳过渡。要强化企业自我管理、行业协会自律和社会组织监督的作用，提高市场监管水平，切实让这项改革举措“落地生根”，进一步释放改革红利，激发创业活力，催生发展新动力。</p> <p>三、根据全国人民代表大会常务委员会关于修改公司法的决定和《方案》，相应修改有关行政法规和国务院决定。具体由国务院另行公布。</p> <p>《方案》实施中的重大问题，工商总局要及时向国务院请示报告。 国务院 2014年2月7日 （此件公开发布）</p>	<p style="text-align: center;">国務院による登録資本登記制度改革方案の 印刷・発行についての通知 国発〔2014〕7号</p> <p>各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直屬機構： 国務院は「登録資本登記制度改革方案」（以下「方案」）を批准し、ここに印刷・発行する。</p> <p>一、工商登記制度を改革し、工商登記制度の利便化を推進することは、党中央、国務院が行った重要な決定である。登録資本登記制度の改革は党の第十八回党大会および第十八回二中全会、三中全会の精神を深く徹底し、新しい情勢下で全面的に改革を深化させる重要な措置であり、政府の職能を速やかに転換し、政府の監督管理方式を刷新し、公平・開放・透明な市場規則を確立し、創業革新を保障することに対して重要な意義を持つ。</p> <p>二、登録資本登記制度の改革は影響範囲が広く、政策性が強いため、各級人民政府は組織のリーダーシップを強化し、改革において発生する具体的な問題を総合的に企画し協調して解決すること。各地区、各部門は緊密に協力し、速やかに一連の措置を制定、改善すること。工商行政管理機関は手続フローを最適化し、制度を改善し、改革前後の管理業務の平穏な移行を確保すること。企業の自主管理、業種協会の自律と社会組織監督の作用を強化し、市場の監督管理のレベルを高め、本件改革の措置を着実に根付かせ、さらに改革がもたらす有益な成果を解き放ち、創業の活力を刺激し、発展の新しい原動力の誕生を促進すること。</p> <p>三、全国人民代表大会常務委員会の会社法改正決定と「方案」に基づき、関連する行政法規と国務院決定を相応に改正する。具体的には国務院より別途公布する。</p> <p>「方案」実施における重大な問題については、工商総局は遅滞無く国務院に報告し指示を仰ぐこと。 国務院 2014年2月7日 （本文書は公開公布する）</p>

注册资本登记制度改革方案

根据《国务院机构改革和职能转变方案》，为积极稳妥推进注册资本登记制度改革，制定本方案。

一、指导思想、总体目标和基本原则

(一) 指导思想。

高举中国特色社会主义伟大旗帜，以邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观为指导，坚持社会主义市场经济改革方向，按照加快政府职能转变、建设服务型政府的要求，推进公司注册资本及其他登记事项改革，推进配套监管制度改革，健全完善现代企业制度，服务经济社会持续健康发展。

(二) 总体目标。

通过改革公司注册资本及其他登记事项，进一步放松对市场主体准入的管制，降低准入门槛，优化营商环境，促进市场主体加快发展；通过改革监管制度，进一步转变监管方式，强化信用监管，促进协同监管，提高监管效能；通过加强市场主体信息公示，进一步扩大社会监督，促进社会共治，激发各类市场主体创造活力，增强经济发展内生动力。

(三) 基本原则。

1.便捷高效。按照条件适当、程序简便、成本低廉的要求，方便申请人办理市场主体登记注册。鼓励投资创业，创新服务方式，提高登记效率。

2.规范统一。对各类市场主体实行统一的登记程序、登记要求和基本等同的登记事项，规范登记条件、登记材料，减少对市场主体自治事项的干预。

3.宽进严管。在放宽注册资本等准入条件的同时，进一步强化市场主体责任，健全完善配套监管制度，加强对市场主体的监督管理，促进社会诚信体系建设，维护宽松准入、公平竞争的市场秩序。

二、放松市场主体准入管制，切实优化营商环境

登録資本登記制度改革方案

「国务院机构改革和职能转变方案」に基づき、積極平穩に登録資本登記制度改革を推進するため、本方案を制定する。

一、指導思想、全体目標と基本原則

(一) 指導思想。

中国の特色ある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、鄧小平理論、「三つの代表」の重要思想、科学的發展觀を指導的理念とし、社会主義市場經濟改革の方向を堅持し、政府職能を速やかに轉換し、サービス型政府を建設するとの要請に基づき、会社登録資本およびその他登記事項の改革を推進し、一連の監督管理制度の改革を推進し、現代企業制度を健全化、改善し、経済社会の健康な發展の持続に奉仕する。

(二) 全体目標。

会社登録資本およびその他登記事項の改革を通じ、さらに市場主体の参入に対する規制を緩和し、参入障壁を緩和し、市場主体の速やかな發展を促進する。管理監督制度の改革を通じてさらに管理監督方式を轉換し、信用管理監督を強化し、協同監督管理を促進し、監督管理機能を高める。市場主体の情報公示を強化することを通じてさらに社会監督を拡大し、社会共同統治を促進し、各種の市場主体の創造活力を刺激し、經濟發展の自発的な動力を増強する。

(三) 基本原則。

1.利便性と効率の向上。条件適切、手續簡便、コスト低廉の要望に基づき、申請者の市場主体登記登録手續を便利にする。投資創業を奨励し、サービス方式を刷新し、登記効率を高める。

2.規範統一。各種市場主体に対する統一化された登記手續、登記要求と基本的に同一の登記事項を實行し、登記条件、登記資料を規範化し、市場主体の自治事項に対する干渉を減少させる。

3.参入障壁緩和と管理強化。登録資本等の参入条件を緩和すると同時に、さらに市場主体の責任を強化し、一連の監督管理制度を健全化、改善し、市場主体に対する監督管理を強化し、社会信用情報体系の建設を促進し、参入障壁緩和、公平競争の市場秩序を維持する。

二、市場主体の参入制限緩和、ビジネス環境の着実な良化

(一) 实行注册资本认缴登记制。公司股东认缴的出资总额或者发起人认购的股本总额(即公司注册资本)应当在工商行政管理机关登记。公司股东(发起人)应当对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定,并记载于公司章程。有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限对公司承担责任,股份有限公司的股东以其认购的股份为限对公司承担责任。公司应当将股东认缴出资额或者发起人认购股份、出资方式、出资期限、缴纳情况通过市场主体信用信息公示系统向社会公示。公司股东(发起人)对缴纳出资情况的真实性、合法性负责。放宽注册资本登记条件。除法律、行政法规以及国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定的,取消有限责任公司最低注册资本3万元、一人有限责任公司最低注册资本10万元、股份有限公司最低注册资本500万元的限制。不再限制公司设立时全体股东(发起人)的首次出资比例,不再限制公司全体股东(发起人)的货币出资金额占注册资本的比例,不再规定公司股东(发起人)缴足出资的期限。公司实收资本不再作为工商登记事项。公司登记时,无需提交验资报告。

现行法律、行政法规以及国务院决定明确规定实行注册资本实缴登记制的银行业金融机构、证券公司、期货公司、基金管理公司、保险公司、保险专业代理机构和保险经纪人、直销企业、对外劳务合作企业、融资性担保公司、募集设立的股份有限公司,以及劳务派遣企业、典当行、保险资产管理公司、小额贷款公司实行注册资本认缴登记制问题,另行研究决定。在法律、行政法规以及国务院决定未修改前,暂按现行规定执行。

已经实行申报(认缴)出资登记的个人独资企业、合伙企业、农民专业合作社仍按现行规定执行。

鼓励、引导、支持国有企业、集体企业等非公司制企业法人实施规范的公司制改革,实行注册资本认缴登记制。

积极研究探索新型市场主体的工商登记。

(一) 登録資本払込引受額登記制を実行する。会社株主が払込を引き受けた出資総額あるいは発起人が購入を引き受けた株式総額(すなわち会社登録資本)は工商行政管理機関で登記を行わねばならない。会社株主(発起人)はその引き受けた出資額、出资方式、出資期限等を自主的に約定し、併せて会社定款に記載する。有限責任会社の株主はその払込を引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負い、株式有限会社の株主はその購入を引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。会社は株主が出資払込を引き受けた額或いは発起人が購入を引き受けた株式、出资方式、出資期限、引受実施状況を市場主体信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。会社株主(発起人)は出資の引受実施状況の真实性、合法性に対して責任を負う。

登録資本登記条件を緩和する。法律、行政法規および国务院決定により特定業種に対して登録資本最低限度額が別途規定されているものを除き、有限責任会社の最低登録資本金3万元、一人有限責任会社の最低登録資本金10万元、株式有限会社の最低登録資本金500万元の制限を取り消す。今後、会社設立時の全体株主(発起人)の初回出資比率制限、会社全体株主(発起人)の貨幣出資金額の登録資本に対する比率規制、会社株主(発起人)の出資完了期限の規定を実施しない。

会社実収資本は今後工商登記事項としない。会社登記の際には验资報告を提出する必要はない。

现行法律、行政法規および国务院決定で明確に登録資本払込実額登記制を規定している銀行業金融機構、証券会社、先物会社、ファンド管理会社、保険会社、保険專業代理機構と保険ブローカー、直販企業、對外勞務合作企業、融資性保証会社、募集設立された株式有限会社、および勞務派遣企業、質屋、保險資產管理会社、小口ローン会社が登録資本払込引受額登記制を実行する問題については、別途研究の上決定する。法律、行政法規および国务院が改正を決定する前は、当面現行の規定に基づき執行する。既に出資登記の申告(払込引受)を実行した個人独資企業、パートナーシップ企業、農民專業合作社は引き続き現行規定に基づいて執行する。

国有企業、集團型企業など会社制以外の企業法人が規範的な会社制改革を実施し、登録資本払込引受登記制を実行することを奨励、指導、支持する。新型市場主体の工商登記を積極的に研究探索する。

(二) 改革年度检验照制度。将企业年度检验制度改为企业年度报告公示制度。企业应当按年度在规定的期限内,通过市场主体信用信息公示系统向工商行政管理机关报送年度报告,并向社会公示,任何单位和个人均可查询。企业年度报告的主要内容应包括公司股东(发起人)缴纳出资情况、资产状况等,企业对年度报告的真实性、合法性负责,工商行政管理机关可以对企业年度报告公示内容进行抽查。经检查发现企业年度报告隐瞒真实情况、弄虚作假的,工商行政管理机关依法予以处罚,并将企业法定代表人、负责人等信息通报公安、财政、海关、税务等有关部门。对未按规定期限公示年度报告的企业,工商行政管理机关在市场主体信用信息公示系统上将其载入经营异常名录,提醒其履行年度报告公示义务。企业在三年内履行年度报告公示义务的,可以向工商行政管理机关申请恢复正常记载状态;超过三年未履行的,工商行政管理机关将其永久载入经营异常名录,不得恢复正常记载状态,并列入严重违法企业名单(“黑名单”)。改革个体工商户验照制度,建立符合个体工商户特点的年度报告制度。探索实施农民专业合作社年度报告制度。

(三) 简化住所(经营场所)登记手续。申请人提交场所合法使用证明即可予以登记。对市场主体住所(经营场所)的条件,各省、自治区、直辖市人民政府根据法律法规的规定和本地区管理的实际需要,按照既方便市场主体准入,又有效保障经济社会秩序的原则,可以自行或者授权下级人民政府作出具体规定。

(四) 推行电子营业执照和全程电子化登记管理。建立适应互联网环境下的工商登记数字证书管理系统,积极推行全国统一标准规范的电子营业执照,为电子政务和电子商务提供身份认证和电子签名服务保障。电子营业执照载有

(二) 年度検査制度を改革する。企業年度検査制度を企業年度報告公示制度に改める。企業は年度ごとに規定の期限内に、市場主体信用情報公示システムを通じて工商行政管理機関に年度報告を行い、併せて社会に公示し、いかなる単位と個人もみな照会できるようにしなければならない。企業年度報告の主要内容は会社の株主(発起人)出資引受状況、資産状況などを含み、企業は年度報告の真実性、合法性に責任を負い、工商行政管理機関は企業年度報告の公示内容に対して抽出検査を行うことができる。検査によって企業年度報告が真実の状況の隠蔽や虚偽を発見した場合は、工商行政管理機関は法に従って処罰を与え、併せて企業の法定代表人、責任者等の情報を公安、財政、税関、税務等の関連部門に通報する。規定の期限に基づいて公示年度報告を行わない企業に対し、工商行政管理機関は市場主体信用情報公示システム上で経営異常リストに記載し、年度報告公示義務を履行するよう促す。企業が3年以内に年度報告公示義務を履行する場合、工商行政管理機関に対して正常記載状態の回復を申請してよい。3年を超えて未履行の場合、工商行政管理機関は経営異常リストに永久記載し、正常記載状態に戻すことはできず、併せて嚴重違法企業リスト(「ブラックリスト」)に記載する。

個人商工業者検査制度を改革し、個人商工業者の特徴と合致した年度報告制度を確立する。農民專業合作社年度報告制度の実施を模索する。

(三) 住所(經營場所)登記手續を簡素化する。申請者が營業場所の合法的な使用証明を提出しさえすれば登記可とする。市場主体住所(經營場所)の条件については、各省、自治区、直辖市の人民政府は法律法規の規定と各地区管理上の實際の要求に基づいて、市場主体の参入を利便化することに加え、經濟社会秩序を有効に保障する原則に基づいて、自ら又は下級人民政府に授權して具体的な規定を設けてよい。

(四) 電子營業許可証と全フロー電子化登記管理を推進する。インターネット環境に適応した工商登記デジタル証書管理システムを確立し、全国统一標準規範の電子營業許可証を積極推進し、電子行政と電子ビジネスに本人認証と電子署名サービス保障を提供する。電子營業許可証は工商登記情報を記載し、

工商登记信息,与纸质营业执照具有同等法律效力。大力推进以电子营业执照为支撑的网上申请、网上受理、网上审核、网上公示、网上发照等全程电子化登记管理方式,提高市场主体登记管理的信息化、便利化、规范化水平。

三、严格市场主体监督管理,依法维护市场秩序

(一) 构建市场主体信用信息公示体系。完善市场主体信用信息公示制度。以企业法人国家信息资源库为基础构建市场主体信用信息公示系统,支撑社会信用体系建设。在市场主体信用信息公示系统上,工商行政管理机关公示市场主体登记、备案、监管等信息;企业按照规定报送、公示年度报告和获得资质资格的许可信息;个体工商户、农民专业合作社的年度报告和获得资质资格的许可信息可以按照规定在系统上公示。公示内容作为相关部门实施行政许可、监督管理的重要依据。加强公示系统管理,建立服务保障机制,为相关单位和公众提供方便快捷服务。

(二) 完善信用约束机制。建立经营异常名录制度,将未按规定期限公示年度报告、通过登记的住所(经营场所)无法取得联系等的市场主体载入经营异常名录,并在市场主体信用信息公示系统上向社会公示。进一步推进“黑名单”管理应用,完善以企业法人法定代表人、负责人任职限制为主要内容的失信惩戒机制。建立联动响应机制,对被载入经营异常名录或“黑名单”、有其他违法记录的市场主体及其相关责任人,各有关部门要采取有针对性的信用约束措施,形成“一处违法,处处受限”的局面。建立健全境外追偿保障机制,将违反认缴义务、有欺诈和违规行为的境外投资者及其实际控制人列入“重点监控名单”,并严格审查或限制其未来可能采取的各种方式的对华投资。

紙の営業許可証と同等の法律効力を備える。電子営業許可証をベースにしたオンライン申請、オンライン受理、オンライン批准、オンライン公示、オンライン証書発行等全フロー電子化登記管理方式を強力に推進し、市場主体登記管理の情報化、利便化、規範化のレベルを高める。

三、市場主体の厳格監督管理、法律に基づいた市場秩序の維持

(一) 市場主体信用情報の公示体系を構築する。市場主体信用情報の公示制度を改善する。企業法人国家情報データベースを基礎に市場主体信用情報公示システムを構築し、社会信用体系の建設を支える。市場主体信用情報公示システム上、工商行政管理機関は市場主体登記、備案(届出)、監督管理等の情報を公示する。企業は規定に基づいて年度報告と資質資格許可取得情報を報告、公示する。個人商工業者、農民專業合作社の年度報告と資質資格許可取得情報は規定に基づいてシステム上で公示してよい。公示内容は関連部門の行政許可、監督管理を実施するにあたっての重要な根拠とする。公示システムの管理を強化し、サービス保障体制を確立し、関連単位と社会公衆に便利で迅速なサービスを提供する。

(二) 信用制限体制を改善する。経営異常リスト制度を確立し、規定の期限に年度報告を公示しない、登記住所(経営場所)を通じて連絡が取れないといった市場主体を経営異常リストに記載し、併せて市場主体信用情報公示システムにおいて社会に対して公示する。さらに「ブラックリスト」の管理応用を進め、企業法人の法定代表人、責任の職務就任制限を主要内容とする信用喪失懲戒体制を改善する。連動影響体制を確立し、経営異常リストあるいは「ブラックリスト」への記載、他の違法記録がある市場主体および関連責任者に対し、各関連部門は目的性を備えた信用制限措置を適用しなければならず、「一箇所では違法があれば、様々な箇所で制限を受ける」という状態を形成する。健全な域外追徴保障体制を確立し、引受出資義務違反、詐欺あるいは規則違反行為のある域外投資者およびその実権者を「重点監督コントロールリスト」に登録し、あわせてその未来にとりうる各種方式の対中投資を厳格に審査或いは制限する。

(三) 强化司法救济和刑事惩治。明确政府对市场主体和市场活动监督管理的行政职责,区分民事争议与行政争议的界限。尊重市场主体民事权利,工商行政管理机关对工商登记环节中的申请材料实行形式审查。股东与公司、股东与股东之间因工商登记争议引发民事纠纷时,当事人依法向人民法院提起民事诉讼,寻求司法救济。支持配合人民法院履行民事审判职能,依法审理股权纠纷、合同纠纷等经济纠纷案件,保护当事人合法权益。当事人或者利害关系人依照人民法院生效裁判文书或者协助执行通知书要求办理工商登记的,工商行政管理机关应当依法办理。充分发挥刑事司法对犯罪行为的惩治、威慑作用,相关部门要主动配合公安机关、检察机关、人民法院履行职责,依法惩处破坏社会主义市场经济秩序的犯罪行为。

(四) 发挥社会组织的监督自律作用。扩大行业协会参与度,发挥行业协会的行业管理、监督、约束和职业道德建设等作用,引导市场主体履行出资义务和社会责任。积极发挥会计师事务所、公证机构等专业服务机构的作用,强化对市场主体及其行为的监督。支持行业协会、仲裁机构等组织通过调解、仲裁、裁决等方式解决市场主体之间的争议。积极培育、鼓励发展社会信用评价机构,支持开展信用评级,提供客观、公正的企业资信信息。

(五) 强化企业自我管理。实行注册资本认缴登记制,涉及公司基础制度的调整,公司应健全自我管理办法和机制,完善内部治理结构,发挥独立董事、监事的监督作用,强化主体责任。公司股东(发起人)应正确认识注册资本认缴的责任,理性作出认缴承诺,严格按照章程、协议约定的时间、数额等履行实际出资责任。

(六) 加强市场主体经营行为监管。要加强对

(三) 司法救济と刑事処罰を強化する。政府の市场主体と市場活動監督管理の行政責任を明確化し、民事争議と行政争議の領域を区分する。市場主体の民事権利を尊重し、工商行政管理機関は工商登記の一環における申請資料に対し形式審査を行う。株主と会社、株主と株主の間で工商登記による争議が民事紛争を引き起こしたとき、当事者は法に従い人民法院で民事訴訟を提起し、司法救済を求める。人民法院が民事裁判の職能を履行し、株主の権利をめぐる紛争や契約紛争などの経済紛争事件を法に従って審理することを支持、協力し、当事者の合法的な権益を保護する。当事者或いは利害関係者が人民法院の有効な裁判文書あるいは協力執行通知書に基づいて工商登記手続を要求する際は、工商行政管理機関は法に従って取り扱いを行わなければならない。刑事司法の犯罪行為に対する処罰、威嚇作用を十分に発揮し、関連部門は能動的に公安機関、検察機関、人民法院と協力して職責を履行し、社会主義市場経済秩序を破壊する犯罪行為を法に従って処罰すること。

(四) 社会組織の監督自律作用を發揮する。業界協會の参与度を拡大し、業界協會の業界管理、監督、束縛と職業道德建設等の作用を發揮させ、市場主体が出資義務と社会責任を履行するように導く。會計士事務所、公証機構など專業サービス機構の作用を積極的に發揮させ、市場主体およびその行為に対する監督を強化する。業界協會、仲裁機構などの組織は調停、仲裁、裁決などの方式を通じて市場主体の間の争議を解決する。社会信用評価機構を積極的に育成、發展を奨励し、信用ランクの展開、客観、公正な企業信用情報の提供を支持する。

(五) 企業の自主管理を強化する。登録資本払込引受額登記制を実行し、会社の基礎制度の調整に関係し、会社は自主管理方法と体制を健全化し、内部管理構造を改善し、独立董事、監事の監督作用を發揮し、主体责任を強化しなければならない。会社株主(發起人)は正確に登録資本払込引受の責任を正確に認識し、理性をもって払込引受の約束を実行し、厳格に定款、協議に約定した時間、金額などに基づき実際の出資責任を履行しなければならない。

(六) 市場主体經營行為監督管理を強化する。市場主体の参入と退出行為の監督管理を強化し、不当競

市场主体准入和退出行为的监管,大力推进反不正当竞争与反垄断执法,加强对各类商品交易市场的规范管理,维护公平竞争的市场秩序。要强化商品质量监管,严厉打击侵犯商标专用权和销售假冒伪劣商品的违法行为,严肃查处虚假违法广告,严厉打击传销,严格规范直销,维护经营者和消费者合法权益。各部门要依法履行职能范围内的监管职责,强化部门间协调配合,形成分工明确、沟通顺畅、齐抓共管的工作格局,提升监管效能。

(七) 加强市场主体住所(经营场所)管理。工商行政管理机关根据投诉举报,依法处理市场主体登记住所(经营场所)与实际不符的问题。对于应当具备特定条件的住所(经营场所),或者利用非法建筑、擅自改变房屋用途等从事经营活动的,由规划、建设、国土、房屋管理、公安、环保、安全监管等部门依法管理;涉及许可审批事项的,由负责许可审批的行政管理部门依法监管。

四、保障措施

(一) 加强组织领导。注册资本登记制度改革,涉及部门多、牵涉面广、政策性强。按照国务院的统一部署,地方各级人民政府要健全政府统一领导,部门各司其职、相互配合,集中各方力量协调推进改革的工作机制。调剂充实一线登记窗口人员力量,保障便捷高效登记。有关部门要加快制定和完善配套监管制度,统筹推进,同步实施,强化后续监管。建立健全部门间信息沟通共享机制、信用信息披露机制和案件协查移送机制,强化协同监管。上级部门要加强指导、监督,及时研究解决改革中遇到的问题,协调联动推进改革。

(二) 加快信息化建设。充分利用信息化手段提升市场主体基础信息和信用信息的采集、整合、服务能力。要按照“物理分散、逻辑集中、

争と反独占の法律執行を強力に推進し、各種商品交易市場の規範管理を強化し、公平競争の市場秩序を維持しなければならない。商品品質の監督管理を強化し、商標権の侵害や偽ブランド、不良品の販売などの違法行為を厳格に取り締まり、虚偽、違法広告を厳しく検査処理し、ねずみ講を厳格に取り締まり、直販を厳格に規範化し、経営者と消費者の合法的な權益を維持する。各部門は法に従って職能範囲内の管理監督の職責を履行し、部門間の協調協力を強化し、業務分担が明確で、コミュニケーションが円滑で、管理の足並みが揃った業務状態を形成し、管理監督の効果を高めること。

(七) 市場主体の住所(経営場所)管理を強化する。工商行政管理機関は投書、通報に基づき、市場主体の登記場所(経営場所)と実際状況が一致しない問題を法に従って処理する。特定条件を備えなければならない住所(経営場所)あるいは違法建築、許可無く建物用途を変更するなどして経営活動に従事するものは企画、建設、国土、建物管理、公安、環境保護、安全監督管理等の部門が法に従って管理する。許可批准事項に関連するものは、許可批准の責任を負う行政管理部门が法に従って監督管理する。

四、保障措置

(一) 組織のリーダーシップを強化する。資本登記制度改革は関連部門が多く、関連範囲が広く、政策性が強い。國務院の統一計画に基づき、地方各級人民政府は政府の統一的なリーダーシップを健全化し、自己の職責を全うし、相互協力し各方面の力を合わせて改革推進の運営体制を協調推進すること。第一線登記窓口のマンパワーを調整、充実させ、迅速で効率的な登記を保障する。関連部門は速やかに一連の管理監督制度を制定、改善し、総合的に企画推進し、足並みをそろえて実施し、後続の監督管理を強化する。部門間の健全な情報コミュニケーション共有体制、信用情報公開体制と事件共同調査移送体制を確立し、共同監督管理を強化する。上級部門は指導監督を強化し、改革中に遭遇した問題を遅滞無く研究解決し、協調連動して改革を推進すること。

(二) 情報化建設を加速する。情報化手段を十分に利用して市場主体基礎情報と信用情報の収集、整合、サービス能力を高める。「物理的な分散、ロジック集中、差異フィルタリング」の原則に基づき、統一規範を

差异屏蔽”的原则，加快建设统一规范的市场主体信用信息公示系统。各省、自治区、直辖市要将建成本地区集中统一的市场主体信用信息公示系统，作为本地区实施改革的前提条件。工商行政管理机关要优化完善工商登记管理信息化系统，确保改革前后工商登记管理业务的平稳过渡。有关部门要积极推进政务服务创新，建立面向市场主体的部门协同办理政务事项的工作机制和技术环境，提高政务服务综合效能。各级人民政府要加大投入，为构建市场主体信用信息公示系统、推行电子营业执照等信息化建设提供必要的人员、设施、资金保障。

(三) 完善法制保障。积极推进统一的商事登记立法，加快完善市场主体准入与监管的法律法规，建立市场主体信用信息公示和管理制度，防范市场风险，保障交易安全。各地区、各部门要根据法律法规修订情况，按照国务院部署开展相关规章和规范性文件的“立、改、废”工作。

(四) 注重宣传引导。坚持正确的舆论导向，充分利用各种媒介，做好注册资本登记制度改革政策的宣传解读，及时解答和回应社会关注的热点问题，引导社会正确认识注册资本认缴登记制的意义和股东出资责任、全面了解市场主体信用信息公示制度的作用，广泛参与诚信体系建设，在全社会形成理解改革、关心改革、支持改革的良好氛围，确保改革顺利推进。

附件：暂不实行注册资本认缴登记制的行业

持つ市场主体信用信息公示システムの建設を加速する。各省、自治区、直辖市は各地区の集中統一的な市场主体信用信息公示システムを構築し、各地区の改革実施の前提条件とすること。工商行政管理機関は工商登記管理情報化システムを良化改善し、改革前後の工商登記管理業務の平穩な移行を確保すること。関連部門は行政サービスの刷新を積極的に推進し、市場主体の為の行政事項の部門共同取扱体制と技術環境を確立し、行政サービスの総合的な効能を高める。各級人民政府は関与を強化し、市場主体信用信息公示システムの構築、電子營業許可証等の情報化建設に対して必要な人員、設備、資金の手当てを行うこと。

(三) 法制保障を改善する。統一的な商事登記立法を積極推進し、市場主体参入と監督管理の法律法規の改善を加速し、市場主体信用信息公示と管理制度を確立し、市場リスクを防止し、交易の安全を保障する。各地区、各部門は法律法規の修訂状況に基づき、國務院の計画に従って関連規定と規範性文書の「制定、改正、廢止」業務を行うこと。

(四) 宣伝指導を重視する。正確な世論のリードを堅持し、各種メディアを十分に利用し、登録資本登記制度改革政策の宣伝解説を確り行い、社会が関心を持つ重点問題に遅滞無く回答、返答し、社会が登録資本払込引受登記制の異議と株主出資責任を正確に認識し、市場主体信用信息公示制度の作用を完全に理解するように導き、信用情報体系の建設に広範に参加し、全社会に改革を理解させ、改革に関心を持たせ、改革を支持する良好な雰囲気を形成し、改革の順調な推進を確保する。

附属資料：当面登録資本引受額登記制を実行しない業種

附件：暂不实行注册资本认缴登记制的行业
(対訳 附属資料：当面登録資本引受額登記制を実行しない業種)

中国語原文			日本語対訳	
暂不实行注册资本认缴登记制的行业			当面登録資本引受額登記制を実行しない業種	
	名称	依据	名称	根拠規定
1	采取募集方式设立的股份有限公司	《中华人民共和国公司法》	募集方式によって設立された株式会社	中華人民共和國会社法
2	商业银行	《中华人民共和国商业银行法》	商業銀行	中華人民共和國商業銀行法
3	外资银行	《中华人民共和国外资银行管理条例》	外資銀行	中華人民共和國外資銀行管理条例
4	金融资产管理公司	《金融资产管理公司条例》	金融資産管理会社	金融資産管理会社条例
5	信托公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	信託会社	中華人民共和國銀行業監督管理法
6	财务公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	財務公司	
7	金融租赁公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	金融リース会社	
8	汽车金融公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	自動車金融会社	
9	消费金融公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	消費者金融会社	
10	货币经纪公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	マネーブローカー会社	中華人民共和國銀行業監督管理法
11	村镇银行	《中华人民共和国银行业监督管理法》	村鎮銀行	
12	贷款公司	《中华人民共和国银行业监督管理法》	ローン会社	
13	农村信用合作联社	《中华人民共和国银行业监督管理法》	農村信用合作聯社	
14	农村资金互助社	《中华人民共和国银行业监督管理法》	農村資金互助社	
15	证券公司	《中华人民共和国证券法》	証券会社	中華人民共和國証券法
16	期货公司	《期货交易管理条例》	先物会社	先物取引管理条例
17	基金管理公司	《中华人民共和国证券投资基金法》	ファンド管理会社	中華人民共和國証券投資ファンド法
18	保险公司	《中华人民共和国保险法》	保険会社	中華人民共和國保險法
19	保险专业代理机构、保险经纪人	《中华人民共和国保险法》	保險專業代理機構、保險ブローカー	
20	外资保险公司	《中华人民共和国外资保险公司管理条例》	外資保険会社	中華人民共和國外資保険会社管理条例

21	直销企业	《直销管理条例》	直販企業	直販管理条例
22	对外劳务合作企业	《对外劳务合作管理条例》	対外労務合作企業	対外労務合作管理条例
23	融资性担保公司	《融资性担保公司管理暂行办法》	融資性保証会社	融資性保障会社管理暫定弁法
24	劳务派遣企业	2013年10月25日国务院第28次常务会议决定	労務派遣企業	2013年10月25日国务院第28次常务会议决定
25	典当行	2013年10月25日国务院第28次常务会议决定	質屋	
26	保险资产管理公司	2013年10月25日国务院第28次常务会议决定	保険資産管理会社	
27	小额贷款公司	2013年10月25日国务院第28次常务会议决定	小口ローン会社	

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228